

◎各常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、各常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、白老町小学校適正配置計画（案）について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、参考人の職氏名、7、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりであります。

8、調査結果及び意見、本委員会は、平成 25 年 5 月 31 日の全員協議会において、白老町小学校適正配置計画（案）の説明を受けた後、所管事務調査を行い、所管である教育委員会からさらに詳細の説明を受け、本計画で優先して統合を進める社台・白老地区の 3 校（社台小学校、白老小学校、緑丘小学校）の P T A 役員を参考人として招致し、各校の統合に対する意見を聴取したので、その内容を報告する。

（1）、小学校適正配置の検討経過。①、平成 14 年度に白老町小中学校適正配置基本計画が策定され、小学校は町内各地域に 1 校（社台、白老、萩野、竹浦、虎杖浜）が望ましいとし、白老小学校と緑丘小学校の統合の取り組みが開始された。また、中学校は町内に 2 校が望ましいとし、森野小中学校は平成 15 年 3 月に閉校となった。しかし、白老小学校と緑丘小学校の統合は平成 15 年 2 月に町民による検討委員会から統合案が答申されたものの、財政状況等の事情で進展は見られなかった。

②、平成 17 年度に行政内部に白老地区小学校適正配置のための検討会議が設置され、平成 18 年 3 月に白老地区の統合小学校は緑丘小学校を活用することが望ましいとの報告書がまとめられた。また、中学校の適正配置について、統合の緊急度は小学校よりも中学校のほうが高いという考え方が出された。

③、さらに平成 18 年 5 月に町長部局と教育委員会が白老地区における小学校の適正配置についての方針をまとめ、小学校の適正配置は白老地区だけでなく全町的な視点に立って議論を深めていくことが不可欠とされた。

（2）、小学校を取り巻く教育環境。①、本町の出生数は平成 14 年には 132 人であったが、平成 23 年には 78 人と約 40%も減少し、児童数も平成 15 年には 1,096 人であったが、平成 24 年には 751 人、マイナス 31.5%と大幅に減少している。

②、小学校施設の状況は、耐震性に問題がないのは 55%であり、耐震改修が急務となっている。また、校舎の老朽化が進んでおり、特に白老小学校校舎、体育館は老朽化が著しい状況である。

③、小学校の学級数の今後の見通しについては、町内全体で平成 24 年に 36 あった学級が平成 33 年には 29 学級となり、複式学級が増加する。

(3)、小学校の適正配置の方針。①、小規模校は、きめ細やかな指導などがメリットとして挙げられる。このメリットは一定規模の学校においても可能であるとしている。また、デメリットはさまざまな集団の編成、多様な学習活動の展開、集団の中での切磋琢磨の機会が少なくなり、クラスがえができないことによる各自の役割や位置づけが固定化しがちとしている。

②、複式学級のデメリットは先生から直接指導してもらえない時間があり、児童にとって特別の訓練や慣れが必要であるほか、球技や学習発表会などは学年、クラス単位で行えず、また、教員の指導における負担の増、学校体制が安定しないとしている。

③、学校適正規模のあり方については、多様な個性と出会うよう効果的なクラスがえができ、基本的には各学年2学級以上が望ましいとしている。

(4)、小学校適正配置の基本的方針と進め方。①、適正配置の検討は、町内全小学校6校とし、同一学年の複数学級による運営を基本とする。

②、当面、複式学級が最も多い社台小学校、老朽化し教育環境が著しく悪い白老小学校を含めた社台・白老地区の3校（社台、白老、緑丘小学校）を優先し、早期に統合を進める。

③、萩野、竹浦、虎杖小学校は、複式学級の状況を見ながら今後の適正配置を検討していく。

④、統合の際の校舎は、既存の学校施設を活用する。

(5)、当面の小学校統合の方針。①、当初示された計画（案）では、社台、白老、緑丘小学校の統合目標年度を平成27年度としていたが、地域、保護者等への説明や協議を通して理解と納得に基づく統合とするため、統合年次を平成28年4月1日に変更する。

②、統合後の小学校の施設は緑丘小学校とする。

(6)、社台・白老地区の3小学校統合の進め方。①、保護者や地域住民などに小学校適正配置の必要性を説明し理解を得る。統合目標年度、統合後の学校施設等に関する基本的な事項について理解を得た段階で、3校のPTA会長から統合及び準備委員会設置について応諾書を提出してもらう。

②、準備委員会は、保護者や地域、学校の代表などで構成し、統合の具体的作業に当たり統合への円滑な移行に向け協議を行う。

③、統合に向けた課題としては、通学に関して社台小学校はスクールバスとし、白老小学校は徒歩通学とする。鉄道横断箇所は、役場前歩道橋、白老駅跨線橋の2カ所とし、早期に改修を行う。改修が終わるまでは通学指導員を配置する。

④、校名は白老小学校とし、校歌、校章も同校のままとする。

(7)、参考人の意見。社台、白老、緑丘小学校のPTA役員を参考人として招致し、意見を聞いた結果は次のとおりである。①、社台小学校、ア、統合の賛否は半数程度で分かれている。イ、役員では平成30年前後をめどに賛成しようという話になったが、白老小学校と緑丘小学校の統合後の合流は避けたい。ウ、子供に目の行き届く小規模校をメリットと考えている。エ、複式がよいとか、単式の学級がよいとかの話はなかった。オ、規模が大きくなるといじめ等が心配である。カ、緑丘小の校舎、白老小の校名・校歌・校章としているが、社台小のものが無い。キ、通学はスクールバスが出ると便利で、中学校もスクールバスになれば便利になるが、

何かあっても迎えに行けないことが心配。ク、平成 27 年度の統合ではなく、1、2 年延ばせるのであれば話はまとまっていくと思う。

②、緑丘小学校。ア、計画案の平成 27 年度統合、施設は緑丘小を使う、校歌・校章は白老小という一つ一つの内容をアンケートして、その結果に基づいて考えていく段階である。イ、白老小の現状、子供の安全を考えるとやむを得ないという考えがある。ウ、10 年前から統合の話が出ていて、統合を考えるとときに歩道橋、線路の問題がある中で検討がされてこなかった。エ、27 年度に固執していて、せかされている感覚が非常にある。オ、統合に関して、白老小の安全面であるとか、メリット、デメリットなどわかりやすく丁寧に根拠を訴えていく必要がある。カ、子供たちの教育環境を考えるのが第一。大多数の保護者が賛成しているが、早急に進めていく熱意が伝わってこないのがごくしゃくしている原因。キ、校名の条件には多少違和感を覚える保護者がいる。

③、白老小学校。ア、校舎の老朽化が著しい。体育館、廊下、教室まで雨漏りしている状況で、一刻も早く改善が必要である。イ、子供に関しても少人数より大人数で、多くの友達づくりであるとか人間関係を養成できる。ウ、緑丘小に統合することで通学の問題がある。歩道橋の問題であるとか不安材料がある。教育委員会でしっかり示してもらいたい。エ、通学路の整備等の条件が整えば大半が賛成だと思う。オ、学校施設の耐震化などを考えれば早く統合したほうがよいと思うが、11 月に各校から応諾書が出ても 27 年の統合は時間的に難しいという意見がある。カ、本当は P T A のほとんどは建てかえをしてほしいと思っているが、それはどう考えても現実的な話ではないと思っている。キ、通学で踏切の問題、日の出の子供、低学年はスクールバスに乗せてもらえるなど考えてもらいたい。ク、課題をクリアしての応諾でないと保護者は納得しないと思うので、教育委員会と協議していく。ケ、特別支援、ことばの教室など、指導してもらえる学校の体質を残してもらいたい。

④、3 校共通の意見。ア、通学路等の整備などの課題を応諾後の準備委員会で整理していくことは、保護者の理解が得にくい状況である。イ、教育委員会の説明が保護者の理解につながらない状況で、今後、誠意ある対応を求めたい。ウ、説明会の対応だけでは、保護者の出席が少人数のため理解の浸透に限界がある。

(8)、本委員会からの意見。本委員会では、8 回の調査において質疑、参考人意見聴取、議論等を行った結果、以下のとおり意見をまとめた。①、小学校は各地区 1 校の見直しについて。小学校は各地区 1 校が望ましいという方針の見直しについて、小学校は各地区の地域活動、文化活動などの核になる施設であり、各地区 1 校が理想と考える。しかしながら、現在の少子化の状況、よりよい教育環境の整備・充実を考えた場合、見直しはやむを得ないものと判断する。

②、社台、白老、緑丘小学校の統合について。児童数の減少が進む中、1 学年複数学級の維持など教育環境の整備を図るため、一定の学校規模とする適正配置は必要と考える。社台、白老、緑丘小学校の 3 校の統合は、児童数の減少による学級数の減少、複式学級の解消、白老小学校の著しい老朽化などさまざまな教育環境の課題がある中で、これに対応するための 3 校統合であり、総合的に判断して理解できるものである。

③、統合に当たって配慮すべき事項。ア、3校の参考人からの意見では、統合に賛成していない保護者がおり、社台小学校の保護者は賛成と反対に意見が分かれている状況である。社台地区は地域から小学校がなくなることに対する反対や小規模校による教育を評価している保護者もおり、統合に対する説明を十分行い理解を求める必要がある。イ、保護者説明における応諾書の提出については、条件整備等の課題が保護者から出されている状況であり、丁寧な説明と対応をもって応諾書提出の手続を進めるべきである。ウ、白老小学校は老朽化が進み、雨漏りの問題など教育施設として著しく悪化している現状である。統合までの間の環境改善を図るべきである。エ、白老小学校の保護者からは、通学路に対する不安が大きい。歩道橋、駅跨線橋、ポロト踏切など、通学路としての安全対策が求められており、早急に改善計画を示し理解を得るべきである。このことは、緑丘小学校の保護者からも白老小学校の通学路の状況を理解し、改善すべき点として意見が出されており、子供を安全に通学させたいと願う親の気持ちとしては当然のことである。オ、当初計画(案)では、統合目標年度を平成27年度としていたが、統合目標年度にこだわらず保護者の理解を得ることを優先すべきであり、保護者への説明、協議を通して統合年次を平成28年4月1日に1年間延ばす決定をしたことは理解できる。一方で、白老小学校の状況は一日も早く改善しなければならない状況であることから、保護者の理解を得るための努力を全力で行うべきである。カ、統合に当たっては、ことばの教室、特別支援学級、教員の加配などの配慮を講ずるべきである。キ、児童数の減少が進む中、クラスがえがでる複数学級を維持・継続していくには小人数学級の検討が必要不可欠である。また、こうした地域の状況を踏まえ、北海道教育委員会等に対して小人数学級の要望を行うべきである。ク、統合の準備委員会には、今後小学校に入学する園児等の保護者も参加して準備を進めることが必要である。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、産業厚生常任委員会西田祐子委員長、お願いします。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、成年後見人制度について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。(1)、成年後見人制度の改正経緯と市民後見人制度の位置づけ。平成12年4月に施行された成年後見人制度は、民法に規定されていた禁治産、準禁治産制度を大幅に見直した。従来は重い精神障がい等がある人に限定され、保護の内容も硬直的であり、宣告を受けると戸籍に記載され、費用の負担がかかるなど関係者に強い抵抗を感じさせる制度であった。一方、自分のことは自分で決めて生活したいという自己決定権を尊重する動きが広がり、これらの社会情勢から、権利擁護の分野において本人の状況に応じた利用しやすい制度が求められる状況となった。また、平成12年4月に介護保険制度が施行され、それまでの措置

制度から契約制度への転換に伴い、認知症高齢者が介護保険制度を利用する場合、契約時に後見人を立てなければならないなどの問題から、介護保険制度と成年後見人制度は補完関係として同時に施行された。さらに近年、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や知的障がい者の利用も加わり、成年後見人制度の利用者が増加する傾向にあり、専門職後見人の担い手不足を補うため、平成 23 年度に老人福祉法の一部が改正され、市町村の努力義務として市民後見人の育成及び活用の取り組みについて整備を行うことが規定され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

(2)、成年後見制度とは。認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法律的に支援するものである。成年後見人の役割は、本人の生活・医療・介護・福祉等生活状況に配慮しながら財産管理を行うことや契約を結ぶなどの法律行為に限られており、日用品の購入や食事の世話など日常生活に関する行為は除かれる。制度は 2 通りあり、概要は次のとおりである。

①、任意後見制度は、将来に向けて判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ選んだ任意後見人に代理権を与える任意後見契約を公証役場で結んでおくものである。

②、法廷後見人制度は、本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所に審判の申し立てを行い援助者が選ばれる。本人の判断能力に応じて、後見、補佐、補助の 3 種類がある。ア、申し立てできるのは本人、配偶者、4 親等内の親族、検察官、市町村長等であり、費用は申立人の負担となる。イ、後見人は、財産目録の作成、以後の財産管理や契約に関する計画と収支予定などを裁判所に報告し、助言・指示などを受ける。ウ、財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなどの民事責任や業務上横領などの罪を問われることもある。エ、任期は本人が判断能力を取り戻すか亡くなるまで責任を負う。オ、制度の適正な運用を図るため、東京法務局において成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などを登記する成年後見登記制度がある。

(3)、市民後見人制度とは。市民後見人とは、親族でない第三者が地方自治体による養成と継続支援体制のもと、個人の責任において地域社会・ボランティアの一環として、日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心となる事案、紛争性のない事案等必ずしも専門性が要求されない事案の後見業務を行うものである。

(4)、市町村の役割。平成 24 年 4 月 1 日から施行された改正老人福祉法では、市町村が主体となり市民後見人の育成及び活用を図るため、地域のニーズなど実態を把握するとともに、家庭裁判所・弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の団体と連携をとり、協議を行うなど地域に合った取り組みに努めることが義務づけられた。市町村に求められる具体的な役割は、主に次のとおりである。ア、市民後見人の活動を支援するために専門職による支援体制を整備する。イ、地域のニーズの受け皿となる後見実施機関を設置し、指導・監督等を行う。ウ、市民後見人を育成するための養成研修と終了後のフォローアップ研修を行う。エ、後見等の業務ができる者を家庭裁判所に推薦し、また、後見実施基幹等からの支援を受けさせる。

(5)、白老町の取り組み。白老町の高齢化率は、平成 25 年 8 月末現在で 36.74%に達して

おり、高齢者の認知症疾患が増加傾向にある。また、精神障がい、知的障がい、高齢者の単身世帯の方々がおり、できるだけ早く制度を確立する必要がある。まちから示された「市民後見人制度に関する取組予定」によれば、今年度以降の主な取り組みは次のとおりである。

平成 25 年度、成年後見・市民後見人制度の周知、理解を図るための講演会の開催、制度に係る情報収集、市民後見人のなり手の掌握、市民後見人を必要とする方のニーズ調査。

平成 26 年度、市民後見人制度検討会議の設置と取り組みの検討。北海道との共催による市民後見人養成講座の開催。市民後見人のなり手の確認と必要とする方のニーズの把握。

平成 27 年度以降、財政的裏づけがされた後、実施機関の立ち上げ、フォローアップ研修の開催など。

(6)、委員会の意見。今年度より、所管課では市民後見人のなり手の掌握と市民後見を必要とする方のニーズ調査、成年後見・市民後見人制度の周知、理解のために3度の講演会を開催するなど、その努力は評価するものである。後見人養成のプログラムや後見実施機関など予想される予算が確保できていない問題もあるが、国の制度や補助金なども有効に活用し進めていくべきである。将来どのような形で高齢者や障がいのある方々の権利擁護をしていくのか、裁判所で市民後見人を認めてもらい、何かあったときにそれを補完する支援機関、さらにはまちのバックアップ体制の構築が求められる。まちとしてどうあるべきかしっかりとした考え方を持ち取り組むべきである。当委員会として、この制度の重要性に鑑み、今後も注視していくものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 続きまして、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会。

(2)、分科会、①、産業厚生分科会、白老町商工会との懇談。

(3)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。本委員会は、所管事務調査として議会懇談会、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、議会懇談会。本年度の議会懇談会は、10月23日、24日の2日間、9会場で実施した。議会懇談会の定期開催は平成20年度から始まり平成23年度の改選期を除き本年で5回目となった。この間、議会改革の一環として、「広く町民の声を拝聴する」という目的に沿い、期日、会場、周知啓蒙への工夫のほか、運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきた。しかし、参加者数は平成22年度の84名を最高に、24年度は53名となり、会場によっては議員数より参加者が少ない場合もあった。このような状況を少しでも改善

しなければならぬとの思いから、ことし、町内会連合会の協力のもと開催した議会懇談会には、過去最高となる 89 名の参加者があった。対象地域（町内会）を限定し、より地域に身近な課題や考え方を聞くという発想のもと実施した懇談会であったが、当初の目的は達成できたと考える。しかし一方で、対象を限定したことによって懇談会を実施できなかった地域があり、「広く町民の声を拝聴する」という本来の目的からは、大きな反省点として今後の懇談会の持ち方を考える必要がある。いずれにしても、今後も引き続き創意工夫に努め、より効果的で充実した懇談会となるよう進めていくものである。

（２）、産業厚生分科会。産業厚生分科会は、白老町商工会との懇談を実施した。なお、その内容については別紙活動報告書のとおりである。

（３）、小委員会。小委員会は、議会広報第 145 号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。